

仕 様 書

1 業務名

西諸県農業改良普及センター火災等複合受信機及び非常用放送設備更新修繕業務

2 修繕施設の場所

西諸県農業改良普及センター

宮崎県小林市駅南 300 番地

3 修繕の内容

西諸県農業改良普及センターの火災等複合受信機・非常用放送設備の取替修繕

4 数量等

別紙 1 のとおり

5 既設機器概要

火災等複合型受信機 P型1級 10回線 壁掛型

(ニッタン株式会社※製品番号1PMO-nY0A)

壁掛型非常用放送設備(10局)

(パナソニック※WK-770B)

電力増幅ユニット(270W)

密閉形ニッケル・水素蓄電器 6000mAh

プログラムミュージックレコーダー

(パナソニック※WB-655)

6 修繕の条件

- (1) 修繕に係る一切のものを含めること。
- (2) 火災等複合受信機は既設感知器等との互換性を有するものを設置すること。
これによりがたい場合は、受信機に合わせた感知器等に改造等を実施すること。
- (3) 火災等複合受信機は非常用放送設備と連動させること。
- (4) 非常用放送設備は、関係法令に対応した機器とすること。
- (5) 4の規格を満たす機器であることを、「入札資格確認申請書」提出時にカタログ等で示し、発注者の承諾を得ること。
- (6) 修繕の日程等については事前に協議を行うものとする。
- (7) 修繕で出た産業廃棄物等は持ち帰り、法令を遵守して適正に処分をすること。
- (8) 各関係法規に従い諸官庁へ必要な届出を行うとともに、消防検査を受けること。

7 修繕の期限

令和7年3月14日

8 動作確認

機器の取替・配線完了後、正常に稼働することを確認するため、西諸県農業改良普及センターの担当者立ち会いの下に動作確認を行うこと。

9 報告書

修繕完了後は、報告書に写真及び必要書類を添付して提出すること。

(必要書類)

- ・使用資材一覧、納入仕様書
- ・保証書
- ・取扱説明書
- ・試験成績書
- ・消防検査結果記録